

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成28年12月19日 午前9時58分～午前11時

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長	成川 幸太郎	委員	杉 菌 道 朗
副委員長	石野田 浩	委員	井 上 勝 博
委員	上 野 一 誠	委員	川 添 公 貴
委員	瀬 尾 和 敬	委員	森 満 晃
委員	川 畑 善 照	委員	坂 口 健 太

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 新原 春 二

○その他の議員

議員	大田黒 博	議員	橋 口 芳
議員	持 原 秀 行	議員	落 口 久 光
議員	下 園 政 喜	議員	松 澤 力
議員	帯 田 裕 達		

○説明のための出席者

危機管理監	中 村 真	専門職	阿 南 哲 也
防災安全課長	寺 田 和 一	原子力安全対策室長	遠 矢 一 星

○事務局職員

事務局長	田 上 正 洋	主幹兼議事グループ長	久 米 道 秋
課長代理	瀬戸口 健 一	議事グループ員	柳 裕 子

○審査事件等

- ・ 陳情第15号 川内原発の代替緊急時対策所と免震重要棟に関して九州電力に説明を求める陳情
-

△開 会

○委員長（成川幸太郎）では、ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程は、お手元に配付しております審査日程のとおりであります。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在6名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、随時許可をいたします。

△陳情第15号 川内原発の代替緊急時対策所と免震重要棟に関して九州電力に説明を求める陳情

○委員長（成川幸太郎）それでは、陳情第15号川内原発の代替緊急時対策所と免震重要棟に関して九州電力に説明を求める陳情を議題とします。

本陳情については、本会議において陳情文書表を配付されていることから、陳情文書表の朗読を省略したいと思いますので、御了承願います。

（巻末に陳情文書表を添付）

まず、本陳情の内容に関して、当局から何か説明事項はありますか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）それでは、陳情第15号に関してですが、まず、陳情の1行目のほうに何かの代替でなければ代替という言葉をつけることはないと思いますが、これは以前、同委員会でも御説明しましたとおり、現在の正門横に整備された代替緊急時対策所は運転開始当初から事務所棟内に設置された緊急時対策所の代替になります。

少し詳しく経過を説明しますと、運転開始当初から設置していた事務所棟内の緊急時対策所は、平成19年に発生しました中越沖地震の教訓から、平成20年に耐震性を強化され、建築基準法の1.5倍の耐震性を確保されましたが、福島原発事故の教訓を踏まえ、さらに耐震性のある建屋内に緊急時対策機能を整備しようと、平成24年4月に原子炉建屋中央制御室の横に代替緊急時対策所を一旦整備されました。

しかしながら、その後、原子力規制委員会が発足し、平成25年2月に新しい規制基準の骨子案が示された時点で、緊急時対策所の耐震性や機能強化等が示されたことから、新たに正門横に基準

に対応する代替緊急時対策所を整備されたものです。

ですので、免震重要棟ができるまでの代替と誤解されやすいようですが、以上のようなことから、既存の事務所棟内に設置されていた緊急時対策所の代替として整備されたものになります。

また、2行目のほうに、完成後、代替緊急時対策所は取り壊すこととなっていたというふうに記載がありますが、私どものほうとしましては、免震重要棟の計画があるころから、一度もそのような説明を九州電力から受けたことはございません。

一方、下から4行目以降なんですが、説明会時の資料に代替と書いてないが、この時点で免震ではなく耐震支援棟をつくると決めていたのだらうかと記載がありますが、当時の説明資料を見ますと、万が一の事故への備えとして新規制基準を満たす緊急時対策所機能を有していることや、防災訓練でも使用している旨の説明資料であると理解しておりまして、この陳情文面の意図は酌み取れないところであります。

なお、現在、緊急時対策所の変更を含む原子炉設置変更許可申請に関する審査状況としましては、先月11月30日開催の原子力規制委員会において、これまでの審査結果を取りまとめた審査書案に係る今後の手続が了承され、翌日12月1日から12月30日までパブリックコメントが実施されておりまして、今後それらの意見等を踏まえ、手続が進められていくことになっておると思っております。

以上です。

○委員長（成川幸太郎）ただいま当局から説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（井上勝博）当初、免震重要棟ということで新規制基準に適合するかどうかということで、そういう理解でもって免震重要棟が必要だというふうに思っていたわけですが、そうではないということで、後で新規制基準との関係はないと、今の緊急時対策所で十分なんですという説明になっているわけですね。

ただ、この間、規制委員会のほうでなぜ免震重要棟については、それを変更するのかというさまざまな疑問が規制委員のほうからも出されたりしていたにもかかわらず、結局は耐震構造のみでいいというふうになっているということについて、何かきちっとした説明が十分でないようなという

か、ほとんどの人が説明できないというかな、何を言ってるのかと、免震のほうがいいに決まっているわけですね。

耐震構造では、新潟の中越沖地震では、耐震構造の緊急時対策室のドアがゆがんで開かなかったんだから、だから新潟では免震構造の緊急時対策所をつくり、福島でも、その免震構造の建物をつくり、そして福島の事故が起きたときに、この免震構造の建物が非常に重要な役割があったというふうに評価されていたわけですよ。

だから、免震重要棟をつくるということについては、もうこれは当然のことじゃないかと、そういう事故の経験からですね。そういうふうになっているわけですよ。耐震構造であるということと、免震構造というのは別に対立するものじゃない。耐震構造の建物を免震構造で補うというふうすれば、さらに一層対策が、安全対策が強化されるということ……

○委員長（成川幸太郎）井上委員、今当局の説明に対して、自分の御意見は後でまた求めますので……

○委員（井上勝博）いやいや、委員なんだから……

○委員長（成川幸太郎）いや、いいんですけども……

○委員（井上勝博）やっぱりね、ちょっと……

○委員長（成川幸太郎）今、当局の……

○委員（井上勝博）ああ、わかりました。わかりました。いいですか。

○委員長（成川幸太郎）説明に対して……

○委員（井上勝博）いいですか。何でそんなことを言うのかな。

だから、そういう経過のもとで進めているわけなんだから、その当然免震棟になるべきなんだというふうにみんな理解していたわけですよ。それがね、なぜひっくり返るのかということについて説明がきちっとされてない。だから、その規制委員会から問題提起がされたわけ。

だから、その経過、その何か口頭で説明するんじゃないで、その辺を整理していただいて、文書でもってちょっと整理していただくことができないでしょうか。そこら辺がね、やっぱりわかりにくいところなんです。みんながわかりにくいところなんです。その辺ちょっとお聞きしたいんです。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）耐震構造、免震構造、それぞれメリット、デメリットがありまして、そういったものについて今まで審査を受けてきたわけですが、それらを整理したものと申されますと、7月のこの特別委員会のほうで九州電力のほうで資料を出して、経過も書きながらの説明資料だったと思いますので、それが今の御質問に対する資料ではないかというふうには思っております。

以上です。

○委員（井上勝博）それがわからないから、疑問があるから、だから問題が整理されないわけなんです。

理由として、九州電力が言っていることは、耐震構造のほうが早くできるっていうことを盛んに言っているわけですね。だけど、結果的に免震なのか、耐震なのかっていうことでやっている間に時間がどんどんたってるわけですよ。結果的には何も進展しないという状況があるわけですよ。

だから、最初の免震棟ということで工事はもう始まっていたわけですね、造成工事がちゃんと。それを途中でとめて、そして免震じゃなくて耐震だというふうに言ったもんだから時間がたって、いまだにパブリックコメントをやっているという状態ですね。

だから、そういう意味では、何も九州電力は、その免震から耐震にしたことの意味っていうのをわかりやすく県民に、市民にわかりやすく説明した経過はないんですよ。全然わからない。

だから、そこは当局がよく聞いていただいて、九州電力によく聞いていただいて、また規制委員会にも聞いていただきたいと思うんですね。規制委員会はなぜ了承することになったのか。最初の疑問というのが出されていたのに、その疑問点についても果たして解決したのかどうか。

規制委員会のほうでも——以前の陳情書の中でも、規制委員会の中で疑問が出されているということについても書かれている陳情が出されていたわけですが、そういうことが解決したのかどうかということについてもよくわからないんですよ。そこら辺、当局が押さえている範囲でいいから教えていただきたいということと、それから、私は新しく議会が変わったわけですから、委員会も変わったわけですから、改めて私は九州電力と、それから規制委員会ですね。規制委員会から参考

人は呼んで経緯をわかるように説明をしていただきたいなというふうに希望しております。その辺の資料ができるかどうか。できないですか。

○危機管理監（中村 真）ただいまの委員のほうからの御要望でございますけども、先ほど室長のほうからも説明がありましたように、これまでの経緯を踏まえて、一応九州電力からの説明は受けております。

したがって、今この段階で私どものほうから資料を出す、もしくは規制委員会のそういったものを出すというのは、あくまでも委員会のほうとして判断されて、またそういったことで今後の方針として、そういうふうに資料を取りまとめ出すということであれば、その辺また私どもとしましても対応は検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（成川幸太郎）ほかに。じゃ、資料を取りまとめて……

○委員（井上勝博）自由討議をお願いします。

○委員長（成川幸太郎）じゃ、自由討議に。

○委員（井上勝博）説明できますか、誰か。

〔「何の説明」という者あり〕

○委員（井上勝博）だから何で免震か、耐震になったのか、その辺わかりやすく説明できる人いますか。私はできないですよ。できますか。

○委員（川添公貴）自由討議です。まず、ないってことを証明するっていうのは科学的にもかなり難しいんで、科学的に言うと、ないことを証明しろっていうのは不可能に近い。だから、どこがわからないのかちゅうのをまず明示をした自由討議をするべきですね。どういうところとどういふところがわからないから、こういうことについてあなたはどうか考えるんですかっていうことをまず提起しないと、説明できますかって、何を説明するかもわからないから、しっかりとそこら辺を論理立てて、それから自由討議を求めてほしいと思えますね。

○委員（井上勝博）以前、ことしの2月23日に提出された陳情が非常に詳しく書かれてある内容なんですけれども、「1月26日の原子力規制委員会の審査会合において、免震重要棟ではなく耐震支援棟を現行の代替緊急時対策所に隣接して造る方が早期に運用開始することができるため安全性の向上につながるなどと説明した。しかし、

九州電力の説明に対して、更田規制委員長代理から、どれくらい早くなるのかと問われても答えられず、計画変更の動機を説明しておらず、最も重要な申請の根拠を欠いている。指摘を重く受けとめてほしいとも非難されていると。翌27日には田中規制委員長が納得できる説明はなかった」と述べている。

そして、「12月の撤回発表時に九州電力の社長の費用も全く無関係ではないとの発言も報道されているが、費用に関する説明もない」と、それ具体的なことですね。

こういうことが結局曖昧にされているんじゃないかと、一体その免震棟であればどのくらいでできるのか、耐震構造とすると、免震棟がそんなにおくれるのか。それから費用の関係、それから計画変更の動機がよくわからないという指摘に対して、それがどのような説明をされたのかということについてよくわからないままになってる。

報道を見ても、結局、規制委員会で誰も発言しなかったんですね、最後には。誰も発言なくて、それで黙認してしまったということなんですよ。

だから、そういう報道を見てもよくわからないんですよ。そこを説明できる方が誰かいらっしゃるんですか。できなければ、やっぱりちゃんと説明していただかないといけないんじゃないですか。

○委員（川添公貴）さっき井上委員が言ったのは、免震重要棟と耐震の構造の違いについて説明できる人がいますかっていうことだったんで、あなたが免震重要棟とはどういうものであって、耐震とはどういうものであってという、そういう根拠を示した上で、どこに相違がある。

それは、今あなたがおっしゃるのは、免震重要棟か耐震にするかの費用と工期とについて明確な回答がなかったということであるんで、それは原子力規制委員会が聞く、聴聞する場があるんで、そこで聴聞してやることであって、我々が知るすべはないわけですよ。国家機関においてそういうことをやるんだから。だから、それは当然承知の上で井上委員は免震重要棟と耐震重要棟の差について、構造的なものについて説明できるんですかって言ったんじゃないですか。

だから、あえて言わせてもらいますよ。7月に九州電力を呼んでしっかりと説明を受けているわけですよ。

この陳情に関していうと、九州電力に説明を求めることとなってるんで、これは新たな議会ができたんで陳情する方のお気持ちはわかるんですが、実際7月に書面をもってして説明があったわけですよ。免震と耐震の違いは、あのおとき私も意見を言ったと思いますね。

免震にした場合には、長期周期の振動が来て、中の内部が長期的に揺れて、いろんな場面で長期的に揺れるおかげですぐに対応がしにくい場面も想定されるわけですよ。耐震においては、耐震構造によって損害が大きく免れるが、中は若干揺れる可能性はあるけど、それに対しても中の設備がしっかりしてるんで、耐震設備のほうが有効であるということをおは理解してるんですよ。

だから、長期周期振動による被害のほうがかなり影響が大きい。だから、そこを考えたときに、単発ですぐ後処理ができる耐震構造のほうが長期的にいい。ということは、井上委員がおっしゃるように、免震が全てでいいのであれば、重要なあの炉心の部分についても免震でつくるべきですよ、おっしゃるのであればね。でも、免震じゃなくて耐震のほうが頑丈なんだから、何でもかちゅうと岩盤に直接設置してあるんで、今回のこの陳情でおっしゃっている緊急時対策所についても、岩盤にじかに設置していくわけですよ。

この前の熊本地震においても8ガルでしたっけ、はるかに全然その岩盤に近いところに設置することによって揺れないわけですね。

だから、今までの実績からいくと、免震と耐震としたときに、私なんかは常識的に考えるときに、耐震のほうがいいと思うんですよ。

だから、あなたがおっしゃるそういうことを言っていくと、いろんな構造物に関して、なぜ全部免震にしないのかということです。学校施設に関して、あの何百人、何千人いる学校についても免震施設にしないという政府の話はないでしょ。全て全部耐震ですよ。だから日本国においてどこが一番いいのかというのは、耐震がまずいいと私は思ってるんですよ。免震のよさは、長期周期の中でも作業ができる体制の仕事であればできる、これは姫路、神戸の消防庁舎棟は免震棟ですよ。これは中が壊れないけど、長期周期振動によってしばらくはかかるけど、彼らは鍛えた人間だから、そのような中でも対応できる。だから耐震がいいということをお規制委員会が判断したんじゃないか

と私は思うんですよ。

だから、そこでどういうことが、その金額が幾らかかるとか、納期が幾らかかるとかっていう問題ではなくて、根本的なそういう問題は国が考えることであって、この陳情が免震か耐震かどちらがいいのかということをお国が判断したときに、耐震でいいですよということをお言ってるんだから。だから、そこがあなたは間違いだっていうのであれば、その間違いの、どこが間違いかということをお示して議論をしないと、それは議論になってきませんよ。

だから、こう言ってる私をお納得させるだけの何かの質問事項があれば、ぜひそろえて言っていたきたい。

○委員（井上勝博）平成26年1月の独立行政法人原子力安全基盤機構のJNESというところが、免震構造の審査手引書の提案というのをされていて、その中で免震構造が優れた技術であるし、それは非常に阪神淡路大震災以降、熟達した技術というか、十分に加工実績もあり、成熟した技術というふうにお認知されているということで、手引をつくってるんですよ。

中越沖地震と、それから東北地方太平洋沖地震のこれまでの事故の経過から見ても、免震重要棟が大事な役割を果たしたということをお評価して、免震棟をお積極的に取り入れるべきなんだと。それは単にその緊急時対策所だけじゃなくて、このJNESというところが、原子炉そのものも免震構造にすべきだという提案をおしてるんですよ、

だから、そういう免震構造のほうが総体的には優れた面がたくさんあるということをお言っって、そしてそれを進めようという提案をおしたわけですよ。

だから、それからすると、今回の場合っていうのは逆行すると、そういうJNESの提案からするとですね。

○委員（川添公貴）ほかの方もまたあろうかと思うんですが、自由討議ですよ。

○委員長（成川幸太郎）はい。

○委員（川添公貴）まず、そのJNESなるところの所見をお私はまず読んだことがないんで、申しわけないんですが、過去の地震において免震が重要な役割を果たしたということは理解しますね。そのことに対して、まず井上委員が検証をおされたのかどうかということが一つ。それから、実際見

てこられたかっていうことですね。

それから、地震を目の当たりにして、そっちのほうがよくやったということをおっしゃるんですが、先ほど井上委員は幾らかかるのか、納期はどれぐらい日にちがかかるのかって、数値で示せということをおっしゃったわけですね。明らかにその問題を論拠にしておっしゃるのであれば、数値を何ガルに対しては免震はどれぐらい耐用があって、耐震はどれぐらいある。ガルでいきましょうね、震度はまああれですから。そのガル数に対してどうだっていう数値をもってしておっしゃらないと、震災のときに、私神戸に行ってきたんですよ、あのときにほとんどの構造物は倒れてましたよね。でも、耐震化した構造物はほとんど残ったんですよ。特に住宅においては耐震構造、宣伝になるといけないんですけど、ツーバイフォーが、これは柱をもってするんじゃなくて、壁をもってして耐震構造をつかった家ですけど、これはほとんど残ったんですよ。あの当時、免震ってというような認識は余りなかったんで、それから私は実際神戸に行って見たところによると、耐震施設のほうはほとんど全部残ってましたね、家がですね。だから、実際見た上でも耐震がいいだろうと。

さっき言いましたように、免震については、その長期周期振動に対して対応でき得る人、対応できる方々がいるところでは揺れながらの中でも作業ができるわけだから、それは免震でいいでしょうけど、実際、がちっとその瞬間を守って即次の対応に出るとしたときには耐震のほうがよかろうと思います。というのは、その文書を論拠にされたんで、その文書に対して言いますけど、阪神淡路の震災のときに行ったときに、まず免震じゃない、耐震化した家の人は逃げなかったんですよ、それで助かってるんですよ。免震の人が長期周期振動等で揺れた場合、出たときはまずいですよね。だから、私としてはそこが耐震のほうが割といいだろうと、作業性からいってですね。

もう一つ申し上げますけど、同じことなんですけど、やはり自分の目で見て、そういうことで、その根拠に話をされないと、他の文章の引用だけでそういうのみにして、ほかの文献を読むと、耐震と免震とどっちがいいかという、耐震がいいという方もいらっしゃるわけですね。だから一つの文献をもとにしてそういうことを言うのはしっかりと自分で調べて数値を並べていただいて言って

いただかないと難しいと思いますね。

さきの国会でも一つの1冊の本をもってして、その団体の方々の全員の総意みたいな質問をされた政党がありました。それに対して一つのものだけでそういう質問をするんじゃなくて、全てのこと調査をして、あわせて自分でそしゃくして、参酌して言わないと、やはり市民の方々の負託を井上委員も受けてこられているんだから、そこを踏まえて、その一つの根拠、論拠だけでいかれるちゅうのはなかなかと思いますね。

だから、私の言いましたように、井上委員が調べられた数値等を持ってきてまた説明いただければ、また私の考えを申し上げたいと思います。

○委員（井上勝博） ちなみに行かれたのかと言われたら、私、阪神にも行きましたし、福島にも行きましたし、中越沖地震の直後にも行きましたし、見てきてます。それで、中越沖地震の場合は……

[発言する者あり]

○委員（井上勝博） まあ、そういうのは見ている。

それに、中越沖地震の場合は岩盤そのものが壊れているという様子もよくわかりました。だから、そういうことを踏まえた上で、その免震構造というのを東京電力は新潟でも、福島でもつくったわけですよ。そのことによって、それがまずかったと、実際に事故が起こったときに免震じゃまずい面があらわれましたという報告じゃなくて、免震構造だったからよかったと。つまり耐震構造っていうのは、地震に耐えられる構造ですね。だけど、免震構造っていうのは、地震に耐えられる構造という考え方じゃなくて、中のものが壊れない、つまり耐震というのは揺れがそのまま伝わりますから、建物は頑丈に建っていても中のものはむちゃくちゃになりますよ、人間だって立ってられない状態ですよ。

だけど、免震構造っていうのは、ここで言うてる免震構造というのは耐震構造を免震構造にしようということを言ってるんですよ。耐震がありながら、それが前提とありながら免震でもって揺れが少なくする構造のほうが、余震とかそういうのが起こったときに、作業の支障を来さないよ。

だから、今、緊急時対策所へ行きますと、パソコンが全部バンドで縛ってありますよ。あらゆるものがバンドで縛ってありますよ。だからそういう

うふうにせざるを得ないんですよ、耐震構造っていうのは。免震構造の場合は、そういう揺れが少なくなるというメリットがあるから免震構造にしてよかった。だから、九州電力でも免震構造にしようじゃないかということで皆さんはもうそれで理解したわけじゃないですか。それで、県民はみんな理解したわけです、免震構造だということで。

ところが、耐震構造のほうがいってという理屈がわからなくなってきたわけですね。九州電力がそういうふうに言い始めたもんだから。だから、規制委員会のメンバーも疑問が出たわけですよ。その疑問が解決されたのかどうかがよくわからないんですよ。だから、それを説明していただく方が誰かいらっしゃるんですかと、わからなければやっぱり資料提供しなくちゃいけないし、資料提供を求めなくちゃいけないし、規制委員会、規制庁や九州電力にももう1回わかりやすく説明してくれというふうに言うべきじゃないでしょうか、ということ言ってるわけでありまして、何も、何かごちゃごちゃした理論を言ってるわけじゃないわけなんですよ。そこら辺がどうなんですか、説明できるんですか。

○委員（川添公貴） まず、先ほど私が言ったように、説明の前に、免震が、中が壊れないとかいうんじゃないで、それはじゃ何ガルに対してどうなんですかという説明が必要ですよ。耐震については何ガルに対してどうだって、その根拠を言わないと。この方は7月にこの陳情の案件については説明を受けているわけで、我々としてはですね。

だから、もうそのときに納得してるわけですよ。納得をですね。免震も、確かに免震もいいですよ。だから、でも、その免震がどれぐらいのガル数に耐え得るのか、耐震がどれぐらいのガル数に耐え得るのかですね。

それから、さっき免震にして、耐震にすればバンドでとめないかんって、じゃ、免震にしたらバンドでとめなくていいんですか。とめなきゃだめなんですよ。長期振動ですから。長期振動の場合、揺れが長く繰り返されるんですよ。そういうものに対しては一瞬のガル数がかかったときの倒れる速度よりは、小さな角度でもものが倒れるんです。これが物理の法則です。周期振動というのがあって倒れるんです。ですから、私はとめなくていいんじゃないで、やはり免震であろうが何であろう

がとめべきものはとめなきゃいけない。そういうことを言うと家庭において、うちは免震だからとめないというたんすが倒れてくるんです。だから、そこはちょっと間違ってると思いますね。

ですから、そういうことを証明するために、何ガルに対してどうだ、何ガルに対してどうだという根拠のもとに、こうだから耐震じゃいけない、免震でなきゃいけないということをおっしゃるべきでしょうね。

私は、最後の質問に答えますけど、7月の説明において、私はもともと耐震がいいと思ってます。免震については、ある程度ガル数の小さいものに対しては免震のほうがいいでしょう。でも、その小さい600何ガルまでは耐え得るわけですから、川内原子力発電所はですね。

じゃ、800ガルが来たときに、じゃ免震でいいのか、耐震でいいのかということ、こういう論点をしないと、600幾つだったかな。

[発言する者あり]

○委員（川添公貴） 20ぐらいでした。そこまでは、もう完全に安全ということに原子力委員会も認めているわけなんで、論点をそこの上下でセットをしないと話にならないですよ。

だから再三申し上げますけど、そのガル数をきちっと述べて、何ガルに対してどうだということ言っていたかかないと、なかなか説得はできないでしょうね。

それから、もう1回言いますよ。この説明を求めることになっていきますけど、7月に説明を受けているわけですから、そのときにしっかりと我々はその方向で、耐震化の方向で規制委員会もいいということだったので、我々もその方向ではいいんじゃないかというような結論も出てますんでね、それを覆そうとするのであれば、しっかりとした数値の根拠、論拠をもってしてお話をされないと難しいんじゃないでしょうかね。

以上です。

○委員長（成川幸太郎） ほかの方で自由討議、御意見はございませんか。

○委員（森満 晃） 今、免震か耐震かということで、今川添委員のほうからも説明がありましたけれども、前、私たちも説明を受けましたが、前時点でも、今新規基準になって、これ免震か耐震かということで、これ申請している中で、14の発電所で、23の原子炉において、これ免

震で申請しているところは1点もないんですね。今のところ。耐震でということは、それだけやはり技術的にも、その専門家の方がやはり、この新規基準においては、これは耐震構造がベストだということで、そういう形で今申請をされているということだと思います。

それと、先ほど井上委員のほうから新潟県の……

[発言する者あり]

○委員（森満 晃）です、でありましたけど、これは緊急時対策室のドアがゆがんで開かずと言われましたけど、これは事務所棟内に設置されている緊急時対策室のドアがゆがんだということで、そこはまた確認していただきたいと思えます。

○委員（井上勝博）それはもうそのとおりで、緊急対応室のドアが開かず、緊急対応に支障を来したということなんですね。

このJNESの報告というのは昔の報告ではなくて、その福島原発事故が起こった後の平成26年1月、中越沖地震と、そして今度の福島原発事故の中で免震重要棟が大事な役割を果たしたということから、今、事業者の間では積極的に、その免震構造化を進めているっていう、そういう流れができていて、それを評価しているわけなんですよ。だから、そういう流れができていたのに、何で耐震でいいのかっていう、いいっていうふうになっちゃったのか。

それで、今、森満議員も言われたように、全国がそういう傾向になってるっていうのは、これは重大な問題なんですよ。いわば今までの見解をひっくり返しているわけですよ。耐震構造でいいっていうふうに言ってるのは。

○委員長（成川幸太郎）井上委員。

○委員（井上勝博）だから……

○委員長（成川幸太郎）井上委員、それ……

○委員（井上勝博）だから。私はなぜこれがひっくり返ったのかと……

○委員長（成川幸太郎）ここで論議すべき問題ではない。

○委員（井上勝博）いやいや、そうでしょう。根本的な問題ですよ。

○委員長（成川幸太郎）今……

○委員（井上勝博）なぜひっくり返ったのか。

○委員長（成川幸太郎）当局の説明に対して説

明を……

○委員（井上勝博）だからそれを説明してほしいと、当局に……

○委員長（成川幸太郎）当局に……

○委員（井上勝博）うん。当局に整理していただきたいと言ってるわけですよ。

[発言する者あり]

○委員（井上勝博）いや、根本的にそういうことですから、何も離れてるわけではないです。

○委員長（成川幸太郎）自由討議、意見も尽きたようですが、ここで質疑に戻します。質疑はありませんか。

○委員（井上勝博）今、議論を聞いていただいて、JNESのこの手引っていうのは御存じだと思うんですけども、このJNESの手引からすると、このJNESの報告っていうのは、免震構造を積極的に進めているっていうことを、いい傾向として評価し、これからそうすべきなんだと、つまり緊急時対策所だけではなく、全ての重要な機器の免震構造化を図るべきなんだと。それが理想なんだと、そういう方向で進めてきたということについては、当局もそういう認識はございますでしょうか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）そのJNESのほうの報告書なんですけど、JNESのほうとしましては、近年、免震構造等が発達してきて、今後もしかするとその原子力発電所の中でも施設、もしくは設備免震、いろんな形で申請が来るかもしれない、そういった場合に、こういう審査の視点ではどうかというものの提案書でございます。

その実際JNESなんですけど、現在、規制委員会のほうに統合されておまして、もう今は旧JNESは今規制庁の職員というふうな形になっております。

以上です。

○委員（井上勝博）だから、そのJNESが耐震構造のみではなく免震構造を積極的に進めるべきであり、そのための手引ということでつくられたものだという事ですよ。だから、そういう流れができていたわけじゃないですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）積極的に取り入れなさいということではなくて、今そういう技術が発達してきているので、今後、原子力発電所でもそういった申請が来るかもしれない、そう

いったものに対してはこういう審査をしてはどうかというような提案だというふうに私は認識しております。

以上です。

○危機管理監（中村 真） 今、室長のほうからも説明がありましたように、そういったのを踏まえて、踏まえた上で規制委員会として11月30日ですか、ここで判断が示されているというふうに思っておりますので、私どもとしましては、その規制委員会の判断というのが現時点におきましては最終判断というふうに認識しております。

以上です。

○委員長（成川幸太郎） 井上委員、ほかの委員の意見もあると思いますので。

○委員（井上勝博） ぜひ、このJNESの手引というのは皆さん読んでいただきたいなと。そんなにページはたくさんあるわけじゃなくて、はじめにということとか、本文とかというのはそんなに長いものじゃないんですよ。その中には免震構造を積極的に導入するという点については、それはもう文書でよくあらわれてます。この免震にした場合の低減効果、これも免震にした場合としない場合での経済効果の評価方法も開発し、免震構造が経済的にも有効であること、明らかになってる。したというふうにも書いてあるんですよ、これ初めの部分に。

だから、私は改めてこういうJNESの報告というのが、今規制委員会の中に入っているということですので、規制委員会としての考え方、この手引についての考え方、これをきちんと報告して、報告というか参考人で報告していただいて、その上で、なぜそれが耐震構造でいいというふうになったのかということについて、わかりやすく説明をいただくことができないかということなんですよ。

○委員長（成川幸太郎） ただいま当局からの説明に対して意見、質疑を求めているところですが、ほかの委員の方から当局に対して質問。

○委員（森満 晃） この陳情文書についてもう一度確認させてください。

2行目に、完成後、代替緊急時対策所は取り壊すことになっていたとありますが、私の認識する中では、これは緊急時対策棟と連絡通路をつないで、さらにこの対策の充実を図るというふうに認識してるんですけども、それでよろしいでしょう

か。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 冒頭でも御説明しましたとおり、現在整備されております代替緊急時対策所を仮にその免震棟が計画があったところについても、取り壊すというような説明は一度も受けたことはございません。何らかの形で活用したいという形で聞いておりました。

以上です。

○委員長（成川幸太郎） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎） 当局の説明に対する質疑は尽きたと認めます。

それでは、本陳情に関して委員の皆様から御意見を述べていただきたいと思います。

○委員（井上勝博） 私は、やっぱり何回もこういう議論をする中でも、なぜ免震構造が耐震構造のみでいいとしたのか、免震構造を取り入れることを断念したのかということについては、やはりその経過がよくわからないということは、だから陳情者もまた改めて出しているんだと思います。恐らく県民、市民、多くの人たちがなぜなのかということに疑問を持っていらっしゃると思います。

ですので、先ほど紹介した免震構造の審査手引の提案というのが出されているこの文書と、そして今の規制委員会の立場というのはどういうものなのか。なぜ耐震構造のみでいいとしているのか、それについての説明をいただきたいということ。

それから、九州電力は来ても、まだ審査中ですのでということで曖昧にしている部分があります。ですので、改めて九州電力にも来ていただく、これはやっぱり新しく委員会になったわけですので、全然その九州電力の説明を聞いていらっしゃる方もいらっしゃるわけですから、だから改めて九州電力、規制委員会呼んで説明いただきたいというふうに思います。

○委員長（成川幸太郎） 九州電力、規制委員会の参考人招致についてということですか。規制委員会については、今回の陳情には出てないわけですけども、本陳情については、九州電力に説明を求めるものであるということから、九州電力の参考人招致の取り扱いを決めるということは、陳情の採決を行うことと同じこととなると思いますので、したがって、本陳情の審査に伴って九州電力の参考人招致をお諮りすることは難しいと考えます。いかがでしょうか。

○委員（上野一誠） 議会は、陳情に対しては誠意を持ってこういう形で付託を受けるということはいいことだと思います。その反面、反面というか、その中で、やっぱりこれまでの委員会の審査というものについても、しっかりと我々新たに構成はなったとはいえ、これまでの委員会の経緯というものは、また一方では尊重をしなきゃいけない部分だなというふうに思っています。

6月14日に、田中ひろみさんが同様の質問の中で、やっぱりこの免震と耐震等々の説明含めて陳情され、幾つもあったんですが、それを受けて7月26日に九州電力の参考人を呼んだ背景がありますね。ですから、るる先ほどから出ております中で、その中でやはりこの免震から耐震に変えた説明というのを九州電力が参考人の中で説明をし、委員各位がそれに対する質疑を行った。そして、その陳情の採決をとっているんですけども、やはりここで、やっぱり免震重要棟から耐震に変わってきた、これはやはり九州電力の率直に言えば、やっぱりその計画性の不徹底ということと言わざるを得ないというふうに私は思っております。

したがって、いろんな議論をした中で耐震に変えていく、やっぱりいろいろ今後のいざ免震重要棟をつくるとするならば、やっぱりいろいろ機能的にも、あるいはいろいろな角度から年数がかかったり、いろんな含みからするとやっぱり耐震構造が好ましいという形で計画変更をした、このことが12月17日になると思いますね。

したがって、その理解という形から、今るるなぜだなぜだというのがやっぱり出てきたということは事実だろうというふうに思っています。

しかしながら、議論をしながら、我々も現地に行って説明を受けながら免震重要棟があそこに行けるのか、あるいはこういうようになっていくのかということ、それぞれ委員各位、議員各位も承知の部分だと思うんですけども、やはりこれを受けて、より安全性の高いもの、そして早くできるものと考えたときに、耐震というものが構造的にやっぱり好ましいという議論に立って、規制委員会でも議論されながら、現実的には審査書案がまとめられて、パブリックコメントに至ると。そして12月1日から30日までを一応パブリックコメントをやって、それを取りまとめるという流れになってきているのが現状だと思います。

したがって、このことを、表現上はおかしいが、

説明不足ということ議論があるかもしれませんが、十分委員会でもそのことは説明をされながら、九州電力としての説明は十分議会にはしてきているというふうに認識をすべきだというふうに思いますね。

ですから、そういう意味では、やはりこの取り扱いに十分説明を我々議会に説明をするということは、当然市民に対してもそういう説明に値するという捉え方をしていく必要があるし、当然そのことは聞かれたら、我々議員はその市民に対してもそういう思いは伝えていく責任があるであろうというふうに思っています。

そのようなことから、これまでの委員会の審査、あるいはいろいろな角度を捉えたときに、やっぱりこれはしっかりとそのことを尊重しながら、そして今後やっぱり規制委員会が精査をして、審査をしていくということでもありますので、そのようなことをしっかり我々は国のそういうものを見守るということしかないのかな。

そこで1点質問ですが、やはり30日まで……

○委員長（成川幸太郎） 今、取り扱いについて……

○委員（上野一誠） いやいや、まだ取り扱い、まだ言ってない、言ってない。

[発言する者あり]

○委員（上野一誠） いや、違う違う。

○委員長（成川幸太郎） この参考人招致の取り扱いについて今……

○委員（上野一誠） だから、それに関連だ。だから参考人招致はもう、ちょっと前にひとつこの陳情の中身で質問がある。その中で、早い段階で耐震構造の国が指針を示さない限り進んでいかなーと思うんですけど、当局として、大体この審査のスケジュールとか進捗というものをどういうぐらいにして把握してるかっていうのを1点聞かせてくれませんか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 現在の案件につきましては、先ほど申しましたとおり、年内パブリックコメントをされておりますが、その後いろいろな意見を募集結果を踏まえて今後また認可となっていくと思いますけれども、またその後、詳細な工事計画の認可等を審査を受けてから実際の整備に入っていくかと思うので、そういった手順、流れになっていくと思っております。

以上です。

○委員（上野一誠）取り扱いでありますけども、先に委員会として、この件については参考人招致を終えていますので、新たにまた参考人を呼ぶというのはやっぱり好ましいことではないんじゃないか。

○委員長（成川幸太郎）ほかに九州電力の参考人招致について皆さんの御意見はないですか。今、上野委員のほうから参考人として呼ぶ必要はないんじゃないかということがございましたけれども。

○委員（川添公貴）継続するか、採決するかということでの前に参考人招致を諮られたわけですけど、7月にしっかりと説明を受けて、議事録も公開はしてありますよね。あえて説明を求める必要はないだろうと思いますね。

これが公開されてなければ、またする必要があるんですが、その7月の時点で、陳情者の方もおいでになっていたかどうかはちょっと不明ですが、個人の名前を言って申しわけないんですけど、田中さんとか、たくさんの方々もおいでになってたように記憶しています。足らない分については、議事録を公開してますので見ていただくと。

これ以上の原子力規制委員会が何らかの意思表示をしない限り、何ら変わることはないだろうと思います。理由はですね。以上で、必要ないですと思います。

以上です。

○委員（井上勝博）7月26日に九州電力に来ていただいて、そして説明を受けているわけです。これは、そういう意味では途中経過です。

それから、やっぱり新しく委員会のメンバーも変わったわけですので、その後どうなっているのかということも含めてやっぱり聞くということには必要なことじゃないかと思いますね。その後の経過。

○委員長（成川幸太郎）井上委員、参考人招致をするかどうかということですけども、先ほど説明しましたように、ここで参考人を招致することであれば、この陳情の採択にかかわってきますので、その採決の後にも採択であれば、参考人を呼ぶのか呼ばないのかという検討をしたいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

今、陳情に対する意見で、参考人招致は今ここで決めれば、採択、不採択につながってしまいますので、その後にしたいと思うんですが、よろしいですか。御理解をいただきたいと思うんですが。

[発言する者あり]

○委員長（成川幸太郎）じゃ、陳情に対する御質疑をお受けしたいと思います。

[発言する者あり]

○委員長（成川幸太郎）取り扱いも決めるんですか。

[発言する者あり]

○委員長（成川幸太郎）じゃ、陳情の取り扱いについて協議をしてよろしいですか。本陳情の取り扱いについて協議をしたいと思います。御意見はありませんか。

○委員（井上勝博）確かにこの陳情が説明を求めてくださいという陳情になっていますので、その辺の少し整理は必要なんですけど、やはり継続審査にさせていただいて、そして規制委員会の、この場合は九州電力と書いてありますけども、規制委員会の職員に来ていただいて、できれば規制委員会のメンバーに来ていただければ一番いいんですけども、来ていただいて、そのJNESで、この免震構造の手引、この手引がどういう位置づけにあって、規制委員会としてはどういうふうを考えているのかということ審査して、その上で九州電力を呼ぶかどうかということを決めればいいんじゃないか。だから、継続審査して、規制委員会の参考人招致をお願いしたいと思います。

○委員長（成川幸太郎）今、継続審査の声がありましたけど。

○委員（川畑善照）採決をお願いします。

○委員長（成川幸太郎）ただいま継続審査と採決の声が両方ありますので、継続審査について起立によりお諮りをします。

それでは、本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（成川幸太郎）起立少数であります。よって、本陳情を継続審査とすることは否決されました。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

討論の声がありますので、まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（川添公貴）やはり採決する以上、討論をしなければ。

先ほど、るる自由討論等で申し上げましたが、先ほど、上野委員もおっしゃったし、森満委員も

おっしゃいましたように、7月の時点でしっかりと聞いて市民の方々にも広報をしているということが1点。

2点目、耐震化について原子力規制委員会が現在パブリックコメント中であり、新たな知見が出てきていない、我々委員会としてですね。これが2点目です。

一事不再議というのは、その同一会期内についてなんですが、この案件については十分慎重審査をしてきたということもありますので、今回同じ内容でありますので、この陳情を採択することはいかなものかということで反対討論といたします。

以上です。

○委員長（成川幸太郎）次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）多くの国民や県民、市民は、なぜ免震構造ということを言って、それでいわば新規制基準がクリアされたということで、しかし免震構造の緊急時対策所は2016年4月からの運用ということになっていたわけですね。

だから、いわばそれを前提にして規制規準をクリアしたと、合格したというふうにされたわけです。それがクリアされて再稼働された後に、この免震ではなく耐震にするんですよというふう九州電力は言ったものだから、結局、そのきちっとした緊急時対策所はできてないわけです。今ある代替緊急時対策所というのは非常に狭くて、支援棟もないわけですから、実際に生活できないというような状況で、今事故があった場合はどうするのという問題があるわけなんですね。

だから、その九州電力のやっぱり責任ちゅうのは大きいというふうに思うんですよ。

ですので、この陳情者の言っていることっていうのは非常に正当であるというふうに思いますので、賛成いたします。

○委員長（成川幸太郎）次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立により行います。本陳

情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（成川幸太郎）起立少数であります。よって、本陳情は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本陳情の審査を終了いたします。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（成川幸太郎）以上で、日程の全てを終わりました。

それでは、委員会報告書の取りまとめについては委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

△今後の委員会日程の取扱い

○委員長（成川幸太郎）ここで、今後の委員会の日程についてお知らせします。

来年1月28日、原子力防災訓練が予定されていることから、訓練の概要とあわせて川内原子力発電所の運転状況について当局から説明を受けるため、1月12日木曜日午前10時に委員会を開催したいと思っております。

また、視察についても、原子力防災訓練の視察を予定していますが、これに先立ち、1月25日水曜日の午前中に川内原発の視察を計画しております。

については、これらの視察の取り扱いについても、1月12日の委員会でお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

もう1回申し上げます。1月12日木曜日午前10時に委員会を開催し、1月25日水曜日の午前中に川内原発の視察を計画しております。

これらの件につきましては、1月12日の委員会で詳細にお諮りをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で本日の委員会を閉会したいと……

○委員（上野一誠）今の委員会の件で、それは御異議ないんですが、ちょっと御意見ですけども、可能であれば。

三反園知事がいろいろ委員会等、今度県議会でいろいろ委員会のいろんなやっていますけど、このたび知事の特別点検の実施というのをされたと思いますね。

したがって、10項目ほどというふうに聞いてますけど、できたら、今、点検も入ってるんですが、その知事が特別点検といっている内容等が、ものがあると思うので、できたら委員会でも、どっちみち現地調査をされるということであれば、大体知事はこういうところを特別点検をしましたというようなものが事前にわかっていたほうが私はいいと思うので、資料等があったら御準備いただき、説明をもらえたらと思うんですが。

○委員長（成川幸太郎）今の件につきましても1月12日の委員会で正式に決めたいと思いますが、よろしいですか。

○委員（上野一誠）はい。

○委員長（成川幸太郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

△閉 会

○委員長（成川幸太郎）それでは、以上で本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、以上で川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

【卷末資料】

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第15号	受理年月日	平成28年11月29日
件 名	川内原発の代替緊急時対策所と免震重要棟に関して九州電力に説明を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市五代町24番地1 武藤 智子		
要 旨			
<p>代替緊急時対策所は、何かの代替でなければ、代替という言葉をつけることはない。免震重要棟を建設し、完成後、代替緊急時対策所は取り壊すことになっていた。</p> <p>今年1月26日の原子力規制委員会「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合第321回」で九州電力は次のとおり発言をしている（議事録より）。</p> <p>「今回の設置変更許可申請、昨年12月申請させていただきましたが、これにつきましては、既設の耐震構造の「代替緊急時対策所」を正規の「緊急時対策所」といたしまして、「緊急時対策所（免震重要棟内）」の設置を取りやめるものでございます。なお、「代替緊急時対策所」の隣に耐震構造の「耐震支援棟」を設置して、両施設を合わせて運用することで早期の緊急時対策所の機能を図ろうというものでございます。」</p> <p>平成26年10月29日の日置市での説明会において、九州電力の資料には代替という文字のない「緊急時対策所」の文字と写真が掲載されている。</p> <p>このときまでに免震ではなく耐震支援棟をつくと決めていたのだろうか。</p> <p>よって、下記事項について陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>川内原発の代替緊急時対策所と免震重要棟に関して、九州電力に説明を求めること。</p>			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 成川幸太郎